

## 八戸市有料老人ホーム設置運営指導指針が改正されました

### ○認知症対応力の向上（指導指針7(2)イ）

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修（都道府県が実施）を受講させるために必要な措置を講じてください。

### ○ハラスメント対策の強化（指導指針7(3)イ）

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントについて、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化と、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等、相談対応窓口の設置を行い、職員に周知してください。

また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じるよう努めてください。

※「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等（厚生労働省ホームページ掲載）を参考に、被害防止に取り組んでください。

### ○業務継続計画の策定（指導指針8(5)）

感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画（※）の策定と周知、研修、訓練の実施及び計画の定期的な見直しを行ってください。

※大火災や自然災害等の緊急事態が発生した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を定める計画。

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（厚生労働省ホームページ掲載）を参考にしてください。

### ○非常災害対策の強化（指導指針8(6)）

非常災害に関する具体的計画(※)を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。訓練には地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

※消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画。

○感染症対策の強化（指導指針8(7)）

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ってください。また、感染症及びまん延の防止のための指針を整備し、研修、訓練を定期的実施してください。

○高齢者虐待対策の強化（指導指針9(4)）

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ってください。また、虐待の防止のための指針を整備し、研修を定期的実施してください。さらに、これらの措置を適切に実施するための担当者を置いてください。

○リスクマネジメントの強化（指導指針12(8)）

事故発生を防止するための安全対策の担当者を置いてください。

○電磁的対応の導入（指導指針14）

作成、保存等のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定、想定されるものについては、電磁的記録により行うことが認められました。

また、交付、説明、同意、承諾等のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定、想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、電磁的方法によることが認められました。

○その他

- ・安否確認または状況把握は、本人が希望しない場合であっても、毎日1回以上行うこととなりました。（指導指針9(1)オ）
- ・入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み、民法に従ってください。（指導指針12(2)キ）
- ・前払金を受領しない有料老人ホームについても、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供することとなりました。また、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めることとなりました。（指導指針13(2)）
- ・委員会、会議等はオンラインでの開催が認められました。
- ・重要事項説明書の様式を変更いたしました。